



全国一斉、人権擁護委員の日「特設人権相談所の開設」 及び「街頭啓発」を実施します

6月1日の人権擁護委員法が施行された日に伴い「特設人権相談所」を開設し、人権相談に応じるとともに、人権擁護委員制度の周知徹底と人権思想の普及高揚を図ることを目的に街頭啓発を実施します。

人権擁護委員による「特設人権相談所の開設」、「街頭啓発」を下記のとおり実施します。

1. 「特設人権相談所の開設」

日時 令和7年6月2日(月) 午前9時～正午

場所 烏山庁舎市民室(那須烏山市中央 1-1-1)

2. 「街頭啓発」

日時 令和7年6月3日(火)

①午後1時から(1時間程度) (株)ベイシア 烏山店

②午後4時から(1時間程度) (株)かましん 大金店



昨年(2025年)の街頭啓発の様子

●主催者・共催者名

宇都宮人権擁護委員協議会那須烏山部会
那須烏山市

なお、6月9日(月)午前10時10分から同支部による人権の花贈呈式が荒川小学校で行われます。

これは、花を育てることで豊かな心を育ててもらおうと毎年市内の小学校に贈呈しているものです。



昨年(2025年)の人権の花贈呈式の様子

この件に対する問い合わせ先

市民課市民窓口グループ 電話番号:0287-83-1116